

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他			
	該当団体数		35	16	12	7	23	16	22	1	3	8	14		
山形県	山形市	教育委員会学校教育課	023-641-1212 内線484	○	○	○	○	○	○	○			<a href="http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/">http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/</a>		
山形県	米沢市	教育委員会教育指導部学校教育課	0238-22-5111	○	○		○						<a href="http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/gakkoukyouiku/syugakuenjoseido.htm">http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/gakkoukyouiku/syugakuenjoseido.htm</a>		
山形県	鶴岡市	教育委員会学校教育課 学事保健係	0235-57-4865	○			○		○				<a href="http://www.city.tsuruoka.lg.jp/kyoiku/gakko/hojyo/gakko20150119.html">http://www.city.tsuruoka.lg.jp/kyoiku/gakko/hojyo/gakko20150119.html</a>		
山形県	酒田市	教育委員会 学校教育課	0234-26-5776					○				○			
山形県	新庄市	新庄市教育委員会 学校教育課	0233-22-2111(内線448)				○		○			○			
山形県	寒河江市	教育委員会学校教育課	0237-86-2111		○		○		○						
山形県	上山市	上山市教育委員会 学校教育課	023-672-1111内線305	○	○				○			○	<a href="http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/">http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/</a>		
山形県	村山市	教育委員会学校教育課	0237-55-2111	○	○		○	○	○				<a href="http://www.city.murayama.lg.jp">http://www.city.murayama.lg.jp</a>		
山形県	長井市	教育委員会管理課	0238-88-5767				○	○	○						
山形県	天童市	教育委員会 教育総務課	023-654-1111	○	○				○			○	<a href="http://www.city.tendo.yamagata.jp">www.city.tendo.yamagata.jp</a>		
山形県	東根市	教育委員会 管理課	0237-42-1111	○			○								
山形県	尾花沢市	こども教育課教育指導室	0237-22-1111						○	○		○			
山形県	南陽市	南陽市教育委員会 学校教育課	0238(40)3211 内線513			○	○	○	○						
山形県	山辺町	教育委員会	023-667-1115				○	○							
山形県	中山町	教育課 学校教育グループ	023-662-5484		○	○	○	○	○						
山形県	河北町	河北町教育委員会 学校教育課	0237-71-1136	○	○	○			○				<a href="http://www.town.kahoku.yamagata.jp/">http://www.town.kahoku.yamagata.jp/</a>		
山形県	西川町	西川町教育委員会	0237-74-2114				○	○	○						
山形県	朝日町	教育文化課	0237-67-3302				○	○							
山形県	大江町	教育文化課	0237-62-2270	○			○								
山形県	大石田町	教育委員会教育文化課学校教育グループ	0237-35-2111				○	○	○			○			
山形県	金山町	教学課	0233-52-2902				○	○	○						
山形県	最上町	教育文化課	0233-43-2053	○	○								<a href="http://mogami.tv/child/04school/04school-enjyo.php">http://mogami.tv/child/04school/04school-enjyo.php</a>		

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL		
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他				
山形県	舟形町	教育委員会事務局	0233-32-2379					○	○						○	
山形県	真室川町	教育委員会教育課	0233-62-2337	○	○										○	<a href="http://www.yume-net.org/">http://www.yume-net.org/</a>
山形県	大蔵村	教育委員会	0233-75-2323				○	○	○							
山形県	鮭川村	教育委員会 教育課	0233-55-3051						○							
山形県	戸沢村	共育課 学校教育係	0233-72-3242						○						○	
山形県	高島町	教育総務課学事係	0238-52-4474		○		○	○								
山形県	川西町	教育総務課	0238-42-6659(委員会直通)	○			○									<a href="http://www.town.kawanishi.yamagata.jp/">http://www.town.kawanishi.yamagata.jp/</a>
山形県	小国町	教育委員会事務局	0238-62-2141	○			○		○							<a href="http://www.town.oguni.yamagata.jp/life/education/school/support/assist.html">http://www.town.oguni.yamagata.jp/life/education/school/support/assist.html</a>
山形県	白鷹町	教育委員会	0238-85-6144	○		○										<a href="http://www.town.shirataka.lg.jp/">www.town.shirataka.lg.jp/</a>
山形県	飯豊町	教育文化課学校教育振興室	0238-87-0159	○	○	○	○	○	○							<a href="http://www.town.iide.yamagata.jp/index.html">http://www.town.iide.yamagata.jp/index.html</a>
山形県	三川町	教育委員会 学校教育係	0235-35-7022				○									
山形県	庄内町	庄内町教育委員会教育課学校教育係	0234-56-3316	○					○					○		<a href="http://www.town.shonai.lg.jp/hp/page000008000/hpg000007980.htm">http://www.town.shonai.lg.jp/hp/page000008000/hpg000007980.htm</a>
山形県	遊佐町	教育委員会教育課総務学事係	0234-72-5891			○	○						○			

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他の)場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P-T-A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						課税所得等の分類	基準額の時期
	該当団体数	32	29	25	24	25	30	20	20	21	21	22	20	22	19	22	2	0	0	13							
山形県	山形市	○	○	○	○	○	○	○	○		○										給与収入(税引き1.3前)	当該年度	397		10%未満		
山形県	米沢市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○													15%未満		
山形県	鶴岡市																			○					「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額」の1.3倍未満を可とする。	10%未満	
山形県	酒田市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									給与収入(税引き1.5前)	その他	372		10%未満		
山形県	新庄市	○	○			○															給与収入(税引き1.3前)	前年度	254		10%未満		
山形県	寒河江市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○													10%未満		
山形県	上山市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									1.45	その他	前年度	350		10%未満	
山形県	村山市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○								○					準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用。	10%未満	
山形県	長井市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									1.2	課税所得	前々年度	278		10%未満	
山形県	天童市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									給与収入(税引き1.3前)	前年度	410		10%未満		
山形県	東根市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									1.3	課税所得	前年度	304		10%未満	
山形県	尾花沢市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									給与収入(税引き1.3前)	前年度	337		10%未満		
山形県	南陽市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									1.2	その他	当該年度	250		10%未満	
山形県	山辺町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									1.4	課税所得	前年度	320		5%未満	
山形県	中山町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									給与収入(税引き1.4前)	前年度	354		5%未満		
山形県	河北町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○								○					世帯人員数別の所得基準額以下。	5%未満	
山形県	西川町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○														5%未満	
山形県	朝日町	○				○	○	○	○		○	○														保護者の収入(失業・休職・療養)に1.3倍に収入が足りない等理由(特例を除く)に不足している者、学業委員の収入が少なく、別に定められた基準額を下回る者(うち、特に援助が必要とすると思われる者)。	5%未満
山形県	大江町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○														学業委員の収入が非常に少なく、別に定められた基準額を下回る者(うち、特に援助が必要とすると思われる者)。	10%未満
山形県	大石田町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									1	課税所得	前年度	215		10%未満	
山形県	金山町	○	○																		給与収入(税引き1.3前)	前々年度	316		10%未満		
山形県	最上町	○	○																		給与収入(税引き1.3前)	前年度	287		10%未満		

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ			倍率	基準根拠		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				目安額	課税所得等の分類	基準額の時期
山形県	舟形町																				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	315		5%未達
山形県	真室川町	○	○													○					1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	314	児童養育手当の受給開始・教育委員会が認めたとする(虐待・欠陥等の理由で保護の程度を前年より低いと認められる場合)については、後継者を教育委員会が認め、援助の必要があるとは認められない。	10%未達
山形県	大蔵村	○	○													○					1.3	その他	前年度	313	その他教育委員会が認めたとする(虐待・欠陥等の理由で保護の程度を前年より低いと認められる場合)又はその他家事情により特に就学援助を必要とするとは認められない。	5%未達
山形県	鮭川村	○	○													○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	280	認定会議で、援助が必要と認められたもの	5%未達
山形県	戸沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	287		10%未達
山形県	高島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未達
山形県	川西町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	348	死亡・失業・離職・病気等のために前年所得額と比較して著しく減少し、かつ、その児童生徒を養育することが経済的に困難であると認められる場合又はその他家庭の事情により特に就学援助を必要とする保護者	10%未達
山形県	小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										世帯員全員の収入が非常に少ないため、学用品や給食費等に不自由している。	10%未達
山形県	白鷹町															○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	351		5%未達
山形県	飯豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	課税所得	前年度	300		5%未達
山形県	三川町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	その他	その他	355		10%未達
山形県	庄内町	○														○					1.15	課税所得	前年度	328	要保護者に準ずる程度に困難していると認められた者(生活保護基準額、母子家庭等の特別な事情及び民生児童委員の意見に基づき総合的に審査)	10%未達
山形県	遊佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未達

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																					
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スケールソーシヤルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの保護者の教育費負担軽減事業の実施	カ 就学の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
①都道府県	②市町村名	該当団体数	7	0	11	0	4	7	0	0	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	山形市		○				○			○													
山形県	米沢市																						
山形県	鶴岡市																						
山形県	酒田市					○																	
山形県	新庄市		○				○			○													
山形県	寒河江市																						
山形県	上山市			○																			
山形県	村山市																						
山形県	長井市					○				○													
山形県	天童市			○																			
山形県	東根市			○																			
山形県	尾花沢市			○																			
山形県	南陽市		○				○			○													
山形県	山辺町			○																			
山形県	中山町					○																	
山形県	河北町																						
山形県	西川町																						
山形県	朝日町																						
山形県	大江町																						
山形県	大石田町			○																			
山形県	金山町			○																			
山形県	最上町		○				○			○													



①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等での状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
	該当団体数	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形県	山形市																						就学援助制度について、国からの支援を要望する。
山形県	米沢市																						
山形県	鶴岡市																						
山形県	酒田市																						基準額の時期を変更
山形県	新庄市																						
山形県	寒河江市																						
山形県	上市市																						
山形県	村山市																						平成26年度から、ひとり親家庭の児童生徒を対象とした学習支援を教育委員会にて実施している。
山形県	長井市																						基準額の時期を変更
山形県	天童市																						
山形県	東根市																						
山形県	尾花沢市																						
山形県	南陽市																						
山形県	山辺町																						
山形県	中山町																						基準額の時期を変更。
山形県	河北町																						
山形県	西川町																						
山形県	朝日町																						
山形県	大江町																						
山形県	大石田町																						
山形県	金山町																						
山形県	豊上町																						

